

議案第36号

令和5年度

守口市下水道事業会計予算

付 参考資料



目 次

( 予 算 )

令和 5 年度 守口市下水道事業会計予算 ..... 1

( 予算に関する説明書 )

令和 5 年度 守口市下水道事業会計予算実施計画 ..... 6

令和 5 年度 守口市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 ..... 9

給与費明細書 ..... 11

継続費に関する調書 ..... 16

債務負担行為に関する調書 ..... 20

令和 5 年度 守口市下水道事業予定貸借対照表 ( 当年度分 ) ..... 21

令和 5 年度 会計に関する書類の注記 ..... 25

令和 4 年度 守口市下水道事業予定損益計算書 ( 前年度分 ) ..... 27

令和 4 年度 守口市下水道事業予定貸借対照表 ( 前年度分 ) ..... 29

令和 4 年度 会計に関する書類の注記 ..... 33

( 参 考 資 料 )

令和 5 年度 守口市下水道事業会計予算実施計画説明書 ..... 35

収益的収入予算対前年度比較表 ..... 45

性質別収益的支出予算対前年度比較表 ..... 46

目的別収益的支出予算対前年度比較表 ..... 47

下水道事業施工予定図 ..... 48



令和5年度 守口市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度守口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 人 口	142,000人		
(2) 年 間 総 処 理 水 量	24,440,000m <sup>3</sup>		
(3) 年 間 有 収 水 量	15,685,000m <sup>3</sup>		
(4) 主要な建設改良事業	管 渠 整 備 事 業	工事費等	1,475,037千円
	ポンプ場整備事業	工事費等	352,872千円
	処 理 場 整 備 事 業	工事費等	333,638千円
			管渠更新工事等
			ポンプ場設備更新工事等
			処理場設備更新工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			4,374,029千円
第1項 営 業 収 益			3,544,103千円
第2項 営 業 外 収 益			829,916千円
第3項 特 別 利 益			10千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		4,057,521千円
第1項 営業費用		3,869,521千円
第2項 営業外費用		184,500千円
第3項 特別損失		3,000千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,400,053千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,274千円、過年度分損益勘定留保資金960,779千円、減債積立金389,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,073,524千円
第1項 企業債		1,747,900千円
第2項 他会計負担金		51,004千円
第3項 国庫補助金		274,520千円
第4項 負担金等		100千円

	支	出
第1款 資本的支出		3,473,577千円
第1項 建設改良費		2,161,547千円
第2項 固定資産購入費		263,030千円
第3項 企業債償還金		1,049,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	八雲ポンプ場 電気設備整備工事	千円 84,301	令和5年度	千円 27,590
				令和6年度	56,711
		八雲ポンプ場 汚水ポンプNo.1 ほか設備工事	245,265	令和5年度	72,242
				令和6年度	173,023
		大枝ポンプ場 動力制御設備工事	493,648	令和5年度	39,710
				令和6年度	59,570
				令和7年度	222,410
				令和8年度	171,958
		守口処理場 A系水処理設備 ほか工事(その1)	853,380	令和5年度	262,116
				令和6年度	591,264

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
消費税確定申告等業務委託事業	令和9年度まで	2,420 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	そ の 他
下水道施設整備 事業	1,490,200 千円	普通貸借 (証書借入) 又 は 証 券 発 行	年 7.0% 以 内	政 府	40年 以 内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合その条 件に従うことができる。 ただし、財政の都合により償還期 限及び据置期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えること ができる。 なお、起債前借又は翌年度に繰越 して借入れることができる。
寝屋川北部流域 下水道事業	257,700 千円			地 方 公 共 団 体 金 融 機 構				
合 計	1,747,900 千円			そ の 他				

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失
- (2) 建設改良費、固定資産購入費及び企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 306,900千円

令和5年2月15日提出

守口市長 西端 勝樹